

（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。それではただいまから第 55 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催いたします。まず初めに本部長であります知事からごあいさつをお願いいたします。

（本部長（黒岩知事））

お疲れ様です。1 月 21 日にまん延防止等重点措置が適用されてから 2 ヶ月が経過しました。この間、県民、事業者さんが一体となり、感染防止対策に全力で取り組んでもらいました。本県では、新規陽性者数は減少傾向を継続しており、病床使用率も下降傾向あるなど国が示した重点措置の解除基準指標を満たしています。また、重症化リスクの高い高齢者への 3 回目のワクチン接種も、今月下旬には、概ね完了する見込みとなっています。こうした状況を踏まえ、山際大臣に解除の要請を行い、これを受け、本日国は、本県に対する重点措置の解除を決定いたしました。重点措置は解除されますが、本県の新規感染者は依然として 1 日数千人規模で発生しております。また、これから入学、就職、転勤など、人流が増加する時期を迎える中、B.A.2 と呼ばれる、オミクロン株変異株にも警戒が必要であります。本日は、解除後の対応について、しっかりと協議したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。本日の議題は、3 月 22 日以降、すなわち解除後の県の取り組みについてでございます。それではいつもの通りでございますけれども、新型コロナウイルスの最新の現状について、阿南統括官の方からよろしくお願いいたします。

（阿南医療危機統括官）

はい。お手元の資料または画面をご覧ください。まず 2 ページのところではありますが言うまでもなく、第 6 波、一番右側ですけども、棒グラフでは非常に大きな我々を苦しめる大きな波があったわけでありまして。ピークを過ぎて少し下がってきたわけではありますが、とはいえこのところ 5000、6000 ぐらいのところにとちとちうろちょろしていて、なかなか上りの時に比べれば下がりには非常に緩やかな状態にある、こんな解釈だと思います。次 3 ページ、年齢別の変化を見ているわけですが左の上が一番よろしいかと思っております。大きく上がって下がってきた赤色、黄色の線これは、若い方々ですね、若年。一番、感染初期に感染を拡大させる世代、活発な活動をする世代ですけども、ここが大きく伸びたわけですが、この世代というのは少し下がってきているところです。もう一つ問題であったのは、この第 6 波、非常にこの入院患者さんも多くなった。その大きな要素は、

年齢が高い高齢者と呼ばれるものでこの緑の線、この下の二つがそう、それに当たりますが、これもぐっと大きく立ち上がって、左側にあります第5波と比べていただくとわかるのですが、第5波に比べて非常に大きな数だった。比率としてはですね若い方が非常に多かったので比率は相対的には小さいのですが、実数で見ると、左の上実数ですので実数で見ると、年齢の高い方も非常に大きい、大きい数であったということがおわかりいただけるだと思います。これもワクチン接種が進んだということも大きな要素だと思います。

下向き、低下傾向になっている、こういった状況であります。

4ページは青い棒グラフは、先ほどの同じ新規患者数ですけども、クラスターですね、非常にこの高齢者の問題という中でクラスター発生、施設でのクラスターというのが非常に重くのしかかったわけでありましてその紫色の線で示したクラスターも過去、比べようもないほど大きな数が積み上がったわけでありまして。やっとこれピークを超えて下がり始めたそんな状況だろうと思います。

次5ページ。

我々はこの第5波以降、例えばレベル分類という考え方もありますがそれは、医療の逼迫度合いで見るということでやってまいりました。

医療の逼迫、それは入院患者数ということで大きな部分としては言い換えることができるだろうと思います。

これは第6波ではやはり、非常に大きくて過去1から5の波を超えて最大の1810人という方が入院をする。

これが2月24日だったわけでありまして、それ以降、徐々にピークアウトして下がってきている、そんな状況であります。

6ページ、左側の折れ線グラフでいきますと、確保してある病床に対して何%の入院患者さんがいるのかと、この上の線ですね、点線または緑の線で見てくださいと良いのですが横に引くとこれ50%程度、ピークアウトして50%ぐらいのところまで今下がってきているところでありまして。次7ページ。

これをですね、赤い線が実際の入院患者数、そして確保してある病床を実際に入院に対応できるという病棟がこの病床数がこのギザギザの折れ線グラフそして一番上にある階段状の線、これがフェーズに相当します。フェーズ上げをせずフェーズの3に上げた時、そして災害、特別フェーズに上げたとき、これが階段状にカクンカクンと上がっているのですが、これに合わせて医療機関はきっちりと協定に基づいて、病床拡大を、本当に苦しいながらも拡大していただきました。

このグラフを見るとその医療機関の頑張りが非常によくわかります。そういう中でこの赤い線、実際の患者さんも先ほど言いましたみたいに1800人をちょっと超えるとそこをピークとして、少し下がり始めた、言い方を変えますと下がってきたものに対して今確保してある病床との間に、少し乖離が出てきた、いいことなわけですけども少し開きが出てきたこういう状況であります。

これらを踏まえて、この先、このペースで入院患者さんが減っていくのであればどういう状況になるかという予測線を非常にシンプルな低下率をそのまま線引っ張ったものです。こういう経過をたどるであろう。

こういったことを踏まえまして、

これ先日、認定医療機関会議を開きまして、問いかけもいたしました。病床確保フェーズ現在の災害特別フェーズから、少なくとも一段階下げたフェーズ4に下げましょうと。

こういったことの提案をさせていただきまして各医療機関ともそのところはアグリーということでございました。これをフェーズ4に下げますとですね各病床の考え方ですけども2500から本来の本県

の最大確保である 2100 というところに、分母が変わります。ですので、先ほど、病床利用率のパーセントをお話しましたが 50%ぐらいのところまでお話をしましたが、一時、再度上がるだろうと思います。計算すると、今の数だと 60%ぐらいのところ、そこまで 1 回上がります。上がりますが先ほどお話ししたように、この先下がっていくということで行くと 3 月 23 日には、この 2100 の 50%のラインに 1050 人ぐらいのところまで到達する、後 1 週間ぐらいで到達するだろうということを予想していますので、低下傾向がこの後変わるということはちょっと想像しがたいのでこのままでいけば 1 週間後には 50%ぐらいのところまでいくであろうというふうに考えてございます。

そういうことでフェーズを下げるといふことと、セットですね、もう一つ、これも我々非常に懸念してきたことでありますが一般医療の延期に関しまして、通知を出してお願いして参りました。この当初出したものがちょうど 2 ヶ月前で、2 ヶ月経ちます。まさにこの今日お話し合いをして、重点措置等のことが、お話に出るわけでありましたが、ちょうどこの 2 ヶ月というのがこの時期にぴったり合っておりまして、2 ヶ月という約束でこの一般医療の延期をしたわけですが、先ほどお示したように、このフェーズを下げるといふことと同時に、一般医療の再開、このところ、こぎつけていいたろうといふことをセットで今日この場で報告させていただくとともに、皆さんにご承認いただければといふことでございます。

はい。私の方から以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございます。阿南統括官の方から現状とともにフェーズ下げ、それから、一般医療の抑制の解除についてご提案がありました。後程まとめて質疑をさせていただきたいと存じます。次の資料をご覧ください。本日、国の対処方方針分科会に提出された資料でございます。このうち、赤い字が、新たに対象方針に加わったものでありますけれども、本件に関する部分について、いつものように黒いアンダーラインを引いております。

1 ページ目をご覧ください。令和 4 年 3 月 11 日本日、神奈川県について同月 21 日をもって重点措置を終了する告示、公示を行ったということでございます。

下は省略をさせていただきます。2 ページをご覧ください。

漢字の三、感染症対策の実施に関する重要事項のサーベイランス、情報収集のところ、これ黒い線がいっぱい引いてありますが、オミクロン株が主流の間は、濃厚接触者の感染リスクが低い事業所等において、保健所等による濃厚接触者の特定を行わない場合は、出勤については、一律に制限を行わず、感染者と接触があったものに対して、重症するリスクの高い方との接触や感染リスクの高い場所への外出を控えることを促す。

次が、重症化リスクの高い方が入院、入所している医療機関や高齢者施設等について、濃厚接触者の特定を含めた積極的疫学調査を集中的に実施し、行動制限を求める。

感染するリスクの高い家庭内の濃厚接触者についても、保健所等による特定行動制限を実施するとございます。

次のパラグラフですが、積極的疫学調査を集中化する状況においては、国民一人、一人が基本的な感染対策を徹底することが重要。

症状がある場合などには、濃厚接触者の特定等を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染対策を自主的に講じることが重要であると。

縷々述べられておりますけれども、要は、保健所の業務逼迫等を踏まえて、本県が先駆けてやって参り

ました積極的疫学調査の集中化、或いは自主療養制度とも読み取れるような対応。これが正式にオミクロン株に対して、基本的な対処方針に盛り込まれたということでございます。

これは阿南統括官をはじめとするアドバイザーボード等の指標も受け入れたという整理かと思われ  
ます。

丸6のところです。オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、2日にわたる検査が陰性であった  
場合に、5日目に待機を解除する取り扱いを実施できることとする。

医療機関、高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者について、一定の要件のもと、毎日検査  
による業務従事を可能とする、こういったことも記載されております。

3ページをご覧ください。

3ページ(5)の蔓延防止の片かつこの3。

緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の、ですので本県はここに入ります。以外の都道府県における  
取り組み、これからどういう取り組みをするかということですが、

頭に置いていただきたいのは、感染拡大の傾向が見られる場合、再び再拡大したというイメージですが、  
飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行うものとするがあります。②、同じく感染拡大の傾向が見ら  
れる場合は、飲食店ではですね、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請、  
裏を返せば、1テーブル4人以内ということでございます。

次に、イベントですけれども、イベントについては、新たにイベント前後の直行、直帰の呼びかけ、こ  
れを行ってくださいということが入りました。

また、その次、従前と表現は変わらないのですが、感染防止安全計画を作って県による確認を受ければ、  
人数上限は収容定員まで、かつ、収容率の上限を100%とするという、要は満員ですよ、満員で結構で  
すよということを基本となります。

次に外出、移動のところを見ていただきたいと存じます。これは本県の黒岩知事が、従前から国に強く  
要望していたところです。具体的に、今までどういう表現だったかということですがまた以下のとこ  
ろです。

もともとこの都道府県知事の判断によりというのがなくって、無くって読みますと、また、緊急事態措  
置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は極力控えるように促すものとすると書いてあったんで  
す。

これは重点措置以外の都道府県の取り組みの表現ですが、本県がこれまでいた重点措置区域であると、  
不要不急の都道府県府県間の移動を控えるように促すものとすると書いてありました。これに対して本  
県知事は、東京と事実上一体であるということから、この表現、何とか見直して欲しいということを再  
三、国に要請をして、都道府県知事の判断で促すことができる。つまり、**must** から **can** になったとい  
うことでございます。従いまして仮に、本件は引き続き重点措置区域外であって、東京が先んじて重点  
措置になった、或いは緊急事態措置になったといった場合に、本県としては生活圈一体だから、東京へ  
の移動というのは、極力控えるように促すことができるので、促さなくてもいいという選択肢が増えた  
ということになります。大きな変更点は以上でございます。これを踏まえた上で、3月22日以降、すな  
わち、重点措置が解除された以降の県の取り組みについて、次の資料で、引き続き、私からご説明をい  
たします。まず1ページ、県民の皆さんに対する呼びかけであります。これまで重点措置期間中が左、  
それが、解除が右ということでございます。一人一人が徹底用心これは常日頃、本部長、黒岩知事が強  
調していることですが、これは引き続きのキャッチフレーズとして、置かせていただきます。

また、会食の際、飲食の際は、短時間、少人数、マスク飲食の実践ということをお願いしたいと思いま

す。また、マスク飲食実施での利用を推奨する。

従前から本県が提唱している、**MASK** の基本的な感染防止対策を徹底いただく。また、オミクロン株、守るべきは高齢者、基礎疾患のある方ですので、そういった方がご家庭内にいる場合は、よりうつさない対策をお願いします。いずれも法によらない働きかけではありますが、このような形でお願いしたいと思います。

ここで一番のキーワードは短時間、少人数、マスク飲食、これがキーワードでございます。

それで、この言葉、どこから持ってきたかということも補足させていただきます。資料はございませんが、1週間前の金曜日に感染症対策分科会が国の方で行われた際に、このような提案が国からありました。ちょっと読まさせていただきます。飲食店に対してですけれども、感染状況の段階にかかわらず、第三者認証による感染拡大防止策は効果的である。次です。若年層を中心とした飲食店のクラスターが多い。拡大期、拡大期は、短時間、少人数マスク飲食に加えて、時短要請飲食店に対する時短要請で、押さえ込む必要がある。

終息期、ちょうど本県の立ち位置かと思えます。収束期には、リスクの高い行動を避ける行動変容と、短時間、少人数、マスク飲食の要請で、感染拡大の抑え込みは維持できると考えられる、こういう表現があり、専門家もこの考え方を了承いたしました。

すなわち本県のような感染の終息期に向かっているところについては、短時間、少人数、マスク飲食ということで、あえて数値目標は作らないという選択をとりました。

従前、昨年10月には、基本的対策徹底期間というものをして、1テーブル4人以内、2時間という数値目標を作りましたが、先ほど私があえて対処方針の中で、感染拡大期は1テーブル4人以内という措置を打ってくださいという記載がありますよ。つまり感染が拡大されれば具体的に、数値を出して、お願いをしていきますが、今は終息期でございますので、現時点では、短時間、少人数という訂正表現で整理をしたいという意図でございます。

2ページをご覧ください。

今度はお店側に対する要請でございます。3月22日以降、お店側に対しても、短時間、少人数、マスク飲食、こういったものをお客さんに推奨していただきたい。また、お店自身が、マスク飲食実施店認証制度、これを引き続き取り組みを継続していただきたいということでございます。

また唯一、この終息期における、法律上の根拠に基づく要請は、業種別ガイドラインというのをそれぞれの業種ごとに作っておりますので、これを守っていただきたい。

これは国の指導によりまして、24条9項に基づく要請でございます。

3ページをご覧ください。

イベントについてであります。イベントは、これまで左側の表を見ていただきますと、安全計画、感染防止安全計画を作っただけであれば、5000人を超える大きな規模の施設であった場合には、2万人用上限に収容していいということでございましたが、解除後につきましては、特にこのピンク色の部分、安全計画を作っただけであれば、5000人を超える施設になりますけれども、収容定員まで可ということになります。

わかりやすく申し上げますと、県庁のそばにある横浜スタジアムなど、これからシーズンになりますが、安全計画を作っただけでその中で、お客さんの検温、マスクの着用の徹底、応援するときは拍手、こういった例が挙げられると思えますが、そういった計画を作っただけで県が了とすれば、満員まで収容できると。

ということでございます。それ以外は表の通りで読み込んで参ります。なお先ほど新たに対象方針も盛り

込まれました、直行、直帰の呼びかけ、こういったものも、法によらない働きかけとして、イベント事業者をお願いしていきたくて思っております。

5 ページをご覧ください。

その他ということで飲食店やイベント事業者以外のいわゆる事業者全般に対して、それぞれの業種で別ガイドラインの遵守、さらにはテレビ会議の活用、テレワークの推進、こういったものは引き続き働きかけて参ります。また、公立学校における取り組み、県下における取り組みについては、後程ご説明をいたします。

それから 5 ページのその他②をご覧ください。社会経済活動促進する県の取り組みということで、重点措置の解除に当たりましてスタートしていくものがございます。

この丸印に記載の内容が、次の資料で整理をしておりますので、産業労働局の方から、Go To Eat 食事券の利用自粛の解除について、ご説明をいただきたいと存じます。

(産業労働局長)

はい。Go To Eat 食事券の利用自粛の解除でございます。資料の中ほど、中段でございます。経緯のところの赤文字のところをご覧ください。

今年の 1 月 21 日からのまん延防止等重点措置に伴いまして、店内飲食での利用を控えるようお願いしておりましたが、資料の一番下でございます。重点措置が終了いたします 3 月 22 日から店内飲食での利用自粛を解除させていただきたいと存じます。

また、利用にあたっては、短時間、少人数、マスク飲食の実践をお願いいたします。

なお、この食事券の利用期限は、当面 5 月 21 日まで延長されております。以上でございます。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございます。ここで一旦資料の説明はストップさせていただきまして、冒頭、阿南先生からお話のありました、フェーズ下げ、通常医療の延長の解除、それと、3 月 22 日以降の措置、一括して、ご質問等があれば、お願いいたします。

(副本部長 (武井副知事))

私、阿南統括官にちょっと 1 点確認したいのですが、先ほど花田局長の説明の中で基本的な対処方針の説明がございました。資料の 2 ページにですね (3) のサーベイランス、情報収集として濃厚接触者の扱いでありますとか、あとは積極的疫学調査の対応等々が記載されておりますけれども、この辺についてはですね阿南統括官、或いはなっております政府のアドバイザリーボードでも議論がされてきたと思うのですが、本日対象方針に記載されている内容というものは、アドバイザリーボードにおけるその議論との整合という面ではどうなのですか。一定反映されているっていう感じなのですかね、これ。

(阿南医療危機統括官)

はい。

アドバイザリーボードで我々専門家有志の中で提言を出した内容の一つの大きな柱はですね、濃厚接触者の特定ということをいわゆる公的な、官の力で、保健所が、あなたがそうです、あなたは違いますっていうだけではなくて、もうちょっと一般化しようという理念を盛り込んでおります。

これはもう普通の我々の生活の中で、風邪をひいた、インフルエンザになったときに、自分は大丈夫か

な、そしてうつしてないかな、うつってないかな、この概念をコロナでも持つべきでしょうと。実は濃厚接触者特定ってそんな小難しい話じゃなくて、自分がうつっているかもしれない、うつしたかもしれないという概念を普通に適用していただければいい話が、ほとんどなのです。そういったことを社会全体で共有してやっていきましょう。ここら辺のところ、書きぶりとしてはこういう表現になっていくのだろうというふうに思います。そういう中で、特筆すべきものとしてはやはり、非常にこの調査という行為がクラスターの発生を抑止するのに意義がある。それは、高齢者施設等の社会福祉施設です。こういったところはすぐにクラスターになってしまうのでここは保健所の介入が必要だね。これは一つ押さえてあることです。一方、家庭等は家庭はですね、これはもう皆さんもこの2年間で一番体験されると思いますけど、誰か感染するところ、どうしても感染しちゃうんですね。これも非常に率が高いということでどなたかが感染したということが判明したならば同居の方々は一定程度の確率で感染するでしょうねと、こういう心づもりで行動してください。ここら辺のところ、反映された内容、ここが一番重要な骨子だろうと思います。

もう一つ重要なことは、社会全体でそういう考え方を共有することを前提として、一定程度社会活動もしていきましょう。これも一つ大きな打ち出しなのです。この辺のところ、ここを基本的方針、基本的対処方針それから、昨日の厚生労働省からの通知にも書かれてありまして、それがちょうど我々が提案した内容が反映されているというふうに考えてございます。

（副本部長（武井副知事））

ありがとうございますそれはあれですかね

これ読みようによってはですね、これまでは濃厚接触者というものが大分公的な認定のもとにですね、厳格に管理されてきたわけでありまして、そこは大分フェーズとしては変わってきた。それはある意味ですね、一定のその感染というものは社会全体として許容しても仕方がないのかなっていうことを国の考え方として持っているところまではいえるのか言えないのか、その辺ちょっとどうでしょうか。

（阿南医療危機統括官）

実は、切り口としてはですねもう一つあって、アドバイザーボードに出したもので、皆さんが濃厚接触者を特定するそれは、積極的疫学調査というもので行われるのですが、この積極的疫学調査って、実は大きく2種類あるのだというところを押さえないといけないのです。

二つやっていることがあって一方は日本特有だし、非常にこの日本の感染拡大を抑えるのに有効だった方法だけど、もう一つの方は、実はこのオミクロンの感染拡大あるなしにかかわらず、どうしてもやはりコロナというウイルスの特性からすると、そんなに感染拡大抑止効果は大きなものではないのだと。ここをまずみんなで共有すべきだということを今回改めて提言として入れさせていただきました。それは何かというと、前向き調査と言いますが、これがいわゆる濃厚接触者に直結するところです。この人は感染している可能性がある。この人を追っかけて行って、押さえ込むのだという方法は実はコロナにはあまり有用性がない。これが専門家の、もう明確な、回答であります。なので、そののところに、あまり効果がゼロとは言わないけどもそこにこれだけ蔓延している中で、ずっとその特定をするんだ。それが、すごく重要なことなのだというふうになってしまうと、実は違う方向に行ってしまうんじゃないか。ここを改めて皆で共有しようということでもありますので、おっしゃられたように濃厚接触者というの特定ということは、ポイントを押さえれば意味のあることだけど、社会全部が、みんながきっちりやるということがこれは目標を目標として何を目標にしている

のかという観点では、1度、冷静に見直す必要がある、こここのところに立ち返ったということでありませす。

（副本部長（武井副知事））

よくわかりました。

（副本部長（小坂橋副知事））

阿南先生に重ねて恐縮ですけども、今回、国の方が解除をするという判断に至ったのは国の方が新しい基準を3月11日に出したわけですね。で、今までは50%を下回ってとかということがあったわけですけどもその辺が、50%を超えていてもというような言葉に変わって、病床使用率の減少、或いは医療への負荷が低下する見込み、こちらの方にさらにシフトさせた、見解を作ったことから、今回、全国的な解除ということに至ったわけですけども、この辺については今までも何度も阿南さんにいろいろお話聞いていますから改めて、この辺の分科会がこういった考え方にシフトをして今回、解除に至ったその背景としてどんなことが基本的な考え方であるのかってことをご説明いただけるとありがたいのですが。

（阿南医療危機統括官）

はい。先ほどグラフでお見せしたようにですね、過去の5回の波に比べても、立ち上がりが非常に急だったのに対して下りは非常に緩やかです。この緩やかなペースですずっと待っていると50%という数字に引っ張られてですね、ただただ待っているということだけで果たしていいのかというのは前提としてあるのではないかと思います。

実際にその低下傾向が明確、今日も示したように、これから先、じわっとゆっくりではありますけども下がっていくのだらうと思いますそういった傾向が明確に見える中で、私たちがこのワクチン接種も大きく進んだ高齢者に対するワクチン接種が進んだ、これは医療を逼迫させていた要素は、もう明確に今回高齢者だという中身がわかっているということですね。これが第5波まで、第5波と比べて圧倒的に違うところですよ。もう高齢者の入院がものすごく大きかったところが、これが先ほどこれもグラフでお示したように、こここのところ下がってきた、明確にこの年齢が高い方の感染者が減ってきた、こういった傾向、この先を予想するにあたってこれらの傾向を考えれば、これは時間がかかりながらも下がってくる。そういったことを重視する、傾向を重視するということが、タイミングを逃さず、適切な対応をしていくことに重要だ、そういう判断があったのであろうというふうに考えています。

（副本部長（小坂橋副知事））

ありがとうございました。ちょっと個別の案件2点ほどちょっと確認させてもらいたいのですけど、1点として、先ほどGo To Eatのお話が出たのですが、もう一方でGo To トラベルという言葉があって、本県でいえば旅割という動きがですね、もともとあり、本来であれば、2月1日からですね、多分旅割が開始されていた予定だったわけですけども、国の方が新しいルールをやはり作って、まん延防止重点の時には、旅割やっちゃいけませんよというルールが出たので止まっていたわけですけども、今回、仮に、本日この後、本部長が仮にこれ決定すればまん延防止ということがなくなるわけですけども、その場合には旅割はですね、どういう感じに今後なっていくのか、ちょっと教えていただけますか。

(国際文化観光局長)

国際文化観光局でございます。

旅割はどうなるのということでございますけども、昨日岸田総理が会見の中でですね、全国的な GoTo  
トラベルの話、それから県民割についてといった形で発言をされました。

ここで言うこの県民割というのが、国の補助金を活用して、都道府県が、県内旅行の割引をするという、  
うちで言うところの旅割のことでございます。

ちょっと最初にご説明しましたのは、私どもかながわ県民割というのをやっていたのですが、別物で  
ございますので、国は県民割と言っておりますものを、今私どもはかながわ旅割というふうに言ってお  
ります。

この旅割についてなんですけれども、観光庁が示しています現行の補助要綱では、実施期間が 3 月 31  
日までで、対象範囲は県民と隣接県の居住者よということになっているのですが、昨日岸田総理の方で  
は、4 月以降も継続して実施するよということ、それから、4 月以降は対象範囲の地域ブロック、お隣  
さんだけじゃなくてブロックに拡大もするよと、あと、ワクチン接種歴や検査キットの活用といったよ  
うなことを条件にしたいといったようなことを表明をされました。

で、観光庁の方からは、このご発言を踏まえまして、詳細な制度設計について検討して、決定次第通知  
するというふうに言ってきておりますので、県としては、この具体的な方針が示されましたらば、そ  
こから先に対応をするといった段取りになるのだと考えております。

(副本部長 (小坂橋副知事))

ありがとうございました。あともう 1 点私の方が最後ですけども今回、飲食店については、会食の際、  
短時間、少人数、マスク飲食の実践ということがあったわけです。

これ屋外の話になりますけどもこの時期になります花見がですね、もう来週、再来週あたりからですね、  
そういう時期になってくるわけですけども、屋外ではありますけども、そこで、シートをひいて、宴会  
がということも起こり得るわけですけども、去年は花見については宴会はお控えくださいというような  
動きがあったと思いますけども、今回は蔓延防止が解除されるという中で、飲食店の時短要請もなくな  
るという中において花見についてはどういう考え方をとるかということについて何か見解があれば教  
えてください。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。それでは私から、お花見については屋外で散策するだけでしたらウィンドウショッピングと同じ  
何の規制もないのですけれども、そこで飲食をするとなった場合には、飲食店との比較が必要だろうと  
思っています。

飲食店で短時間、少人数、マスク飲食でお願いしますと言っている。それで、一方で、お花見は自粛と  
いうのはお花見厳しすぎるよね。そうすると外で飲食するにしても、短時間、少人数、マスク飲食とそ  
のまず網をかけたいということと、どうしても屋外ですので、ウワーッとなりやすいですから一つのキ  
ーワードはさらに静かに、できれば静かに楽しみましょうとそういったことにしたいかなと一般論とし  
てですね、それをできればちょうど季節的に、今日、知事からメッセージを発していただけるとありが  
たいと思っておりますので、

お花について、本部長から再度コメントをいただきたいなと思っているところです。なおお花見の名所  
っていうと実は県立施設、県立公園などもありますので、県立公園は独自の対応といたしましうか。

今の具体的な対応ってというのを県土整備局長お願いできますか。

(県土整備局長)

はい。

県立公園の対応ですが、今、お話が花田局長からございましたように、基本は静かに桜の花を楽しんでいただくと。花の名所がいくつかございますので対応を考え、これを基本としたいと考えております。徹底用心した上でお花見をお願いしたい、といった内容の張り紙を、公園の入口や主な園路、それから桜があるような広場に張り紙を掲示していきたいと思っております。また同じような内容を園内放送でもお流しをし、注意喚起していきたいと思っております。

それから飲食される方がいらっしゃると思いますが、公園のスタッフを花見の季節だけ従来以上に増員し、巡視見回りを強化いたしまして、大声、大人数で飲食をされているような場合があれば、静かに楽しんでくださいとか、短時間、少人数でマスク飲食お願いしますといった声かけをしていきたいと思っております。

こうした対応を、桜が多いところ少ないところ大小ありますが、県内 27 公園すべてにおいて、対応を図っていききたいと、考えています。以上です。

(副本部長 (小坂橋副知事))

ありがとうございました。私から以上です。

(教育長)

教育長です。ちょっと 1 点確認をさせていただきたいと思うのですが、先ほど武井副知事から、濃厚接触者の関係、阿南先生からもお話をいただきました。

実際のところ、私ども、2 月 8 日から保健所業務の逼迫という中で、学校において、教員が濃厚接触者を特定し、リスト化をし、そして保健所へ提出。それによって追認と、そういった形で今運用しておりますけど、ここの部分が、将来的には、阿南先生のお話を受けとめると変わっていく要素というのはあるのだらうと思いますが、現実的な今の場面として、健康医療局として、ここの部分を、何か変えてというようなことはあるのでしょうか。

(阿南医療危機統括官)

今の時点では変えなくていいだろうと、端的に思っております。あと、ただ昨日出された通知でも、自治体ごとの判断でと書いてありますので、保健所設置市のそれぞれが、新たに何か検討した方がいいのではないかというような意見があった場合には再度検討する必要があると思っておりますけど、今すぐに何か大きく変えるということの必要性が今はないのではないかと考えています。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

他、いかがでしょうか。

(本部長 (黒岩知事))

これは前に、解除するとき、リバウンド防止期間っていうのを設けたりしましたね。それは今回は無しですか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。従前は緊急事態宣言明け或いは重点措置明けで、リバウンド防止期間と言ってみたり、基本的対策徹底期間と、或いは1都3県共通の取り組みとしておりました。

今回1都3県では、共通して、いついつまでを何期間と、そういう議論はございませんでしたので、周期はないということになります。従って私今ちょうど補足しようかなと思ったのですが、周期はなく、今の状況が続くのであれば3月4月5月とずっとこの措置でいくので、あんまり季節的な花火とかですね。ピンポイントのイベントをここに書き込みたくないというのがあったので、これからイベント、イベントがあれば、この基本のコンテンツから準用していただいた対応をとっていくということになりますので、今回は1ヶ月間、何とか期間というものは、ありませんので終息していけばずっとこの対応でいくということでございます。

(本部長 (黒岩知事))

これ今回1都3県で共通で進めてないのだけれども、1都3県で大体同じなのですか。違うことあるのですか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。

正式に確定したかどうかというのはそれぞれの本部会議で決まるのですが、事前にお話いただいているところだと、非認証店には引き続き、時短要請をお願いしていこうかといったちょっと厳しめな或いは人数制限で4人とか、具体的に出していこうかというところもあります。一方で本県と同様に基本的対処方針だよという本県に近いところもあります。

で、私があえて強調したのは、感染拡大、次に感染拡大が起きたら、時短要請するんだよ、或いは4人という制限かけるんだよ。

感染拡大期のものを今先取りしてこの終息期に手を打つというのはちょっと厳し過ぎるのではないかなと思いますので、今はそこまではいかずに、急拡大していくような状況があれば、対処方針に則って、4人、或いは、時短要請、そういったものをお願いして、要するに余白を残したいと考えておりますので、このような対応をしました。従って、部分、部分では1都3県でずれることはあるかもしれません。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。他にいかがでしょうか。

それではここまで論点整理させていただきます。まず、阿南統括官の方からご提案のありました、入院者数の減少を踏まえて、これまでの重症、それから中等症、軽症に適用しておりました災害特別フェーズをワンランクダウンのフェーズ4に引き下げる。そうしますとおのずと一般医療の延期というのが解除になると、そうしたいという論点の一つ。もう一つは、対象方針を踏まえた上で、このパワーポイントの資料の3月22日以降の措置内容について、これでよろしいかということについて本部長にお諮りいたします。以上2点、よろしいでしょうか。

(本部長 (黒岩知事))

はい。了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。ありがとうございます。それでは、そのような形でしていただきたいと存じます。先へ進めさせていただきます。

ちょうど年度替わりに近い時期でございますので、本県が定めております県の対処方針を少しリニューアルさせていただきました。まず履歴がものすごくありましたので、さっぱりと履歴は当初策定それから直近の変更ということで見やすく変えたということで基本的には時点の修正表現の変更でございますけれども、大きな変更点として、2ページの下、(5)学校等における取り組みというのを出させていただきました。

今まで、ご記憶にあればですが、学校における取り組みは、県機関における取り組みの中で、基本方針にぶら下がっておりますけれども、教育委員会の方では小中学校も含めて市町村の教育委員会も含めた対応を図っておりますのでこれは県機関における取り組みというよりは、対処方針の中に、学校等における取り組みというのを位置付けたらどうかということで、置き位置を変えさせていただくというものでございます。

また3ページの(6)のところに、県機関における取り組み、従前から、県の機関の中ではさらにこういうことをやるよというのとは別紙で整理しております。

まず、ここにつきまして、恐縮ですけれども2ページの(5)学校等における取り組みのア、公立学校等における取り組みについては、県教育委員会における今後の教育活動等について基づくとされておりますので、まず、それに基づいて後ろに資料がございます。教育長から、基本の考え方をお願いいたします。

(教育長)

はい。資料は6ページの後ろに付いております。「県教育委員会における今後の教育活動等について」と、1は公立学校、(1)が県立学校です。

県立について当面の間は、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら対応していく、これが基本的な考え方。具体的に、高校と中等教育学校ですが、朝の時差通学、これは継続をします。

2行目にあるように、後段にあります。授業については、原則として、各学校の通常の授業時間、時間数。それから特別支援学校については、当面の間は、時差通学及び短縮授業、これはこれまでと同様でございます。

基礎疾患のある子どもが多いということ、それから放課後の居場所として放課後デイサービスとの円滑な接続等を考えながら、現在の措置を継続して参ります。

それから枠の中の「県立学校における児童・生徒への対応」、アの基本的な対応のひと丸、ふた丸、これにつきましては、今ちょっと申し上げましたが、生徒等の感染が確認された場合、濃厚接触者、保健所の追認を得て、その間、臨時休業は原則として行わない等々を、2月8日から運用を変えた措置、これはこのまま継続をして参ります。

それからイの学習活動、それからウの部活動でございますが、部活動の部分について、これまでは、活動場所は校内に限定。そして自校の生徒のみ、それから平日の放課後90分等々の制限を設けておりましたが、今後は、県が定めている通常の部活動ガイドラインに則って活動をしていきます。

また大会等への参加についても、これまでは県教委との協議でございましたが、通常の学校長の判断と、基本的に学校については、朝の時差通学は継続をしますが、それ以外については、通常の教育活動、徹

底して用心をしながら行っていくということでございます。

それから裏面になります。学校行事でございます。修学旅行についてはこれまで延期または中止でございましたが、感染状況、行き先の感染状況をよく見極めて判断をする、基本的に実施をしていきたいと考えております。

それから入学式でございますが、大体4月の、5日から10日ぐらいの間に、県立の場合、入学式でございますが、対応は、卒業式等同様に、感染防止対策を徹底して実施をします。ただ、座席の間隔を可能な限り広げていただく。基本的に学校の体育館での実施になりますので、物理的なスペースの問題もありますが、式への参列者は、限定をしていきたいと思っております。原則として保護者の方にも、生徒1人につき、お1人。特別支援学校については、各学校の実情に応じるということでございます。

それから、オが、これから春休み期間に入りますので、ひと丸目、休業期間中における家庭ですとか、外出の時の留意事項。それからふた丸目が、春休み期間中の部活動で登下校する場合がございますので、そのときの留意事項。春休み早いところでは3月22日から入る学校もありますが、概ね3月26日から4月4日の間になります。

それから（2）が市町村立学校でございますが、県立の対応を踏まえた上で、地域における感染状況に応じた対応をとっていただくよう、市町村教育委員会に依頼をいたします。

それから、2が社会教育施設の対応です。1ポチ目の博物館、美術館、これまで、事前予約制をとっておりましたが、ここは通常開館といたします。

図書館につきましてはこれまでも、通常開館でございましたが、通常どおりに開館と、ただそれぞれ一定の人数を超えた場合、そこにおいては、入場制限等を行うことがございます。

以上が、県教育委員会の対応ということで、県立学校、市町村教育委員会、社会教育施設でございます。教育委員会からは以上です。

（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。対処方針の（5）のアに相当する部分について教育長からご説明をいただきました。次に、対処方針の3ページ（6）県機関における取り組み。これも別途基本方針に基づいて対応を図るということで、今の教育委員会の資料の次に、基本方針を1枚で整理をさせていただきました。総務局の方からご説明いただきたいと存じます。

（総務局長）

はい。総務局長です。

基本方針今お話の通り県機関におけます対応ということで、重点措置解除を受けました前からの対応ですとか、あとは時点修正というような形で修正をさせていただきたいというような状況です。

まず1の全庁挙げての対策の実施につきましては基本になりますが、医療提供体制の維持や県内経済の安定に向けまして、全庁コロナシフトを維持する、これを形として残しております。

2のこの全庁コロナシフトの維持に向けた事業の見直しにつきましては、応援職員を確保とするというような観点からも、すべての事業等については、引き続き見直しを行っていただきたいということ。また、感染拡大等の状況においては、職員の確保を優先するべきというようなこともあり得ますので、中止または延期を前提とした見直しを行う場合もあります。

なお、令和3年度のときのように、県主催のイベントは原則中止というような形にしてございましたけれども、今回は中止、延期というような形ではなく、感染状況に応じまして、事業の中止や或いは実施方

法、着手時期の見直しをお願いしたいということでございます。

3の新しい生活様式の定着に向けた取組につきましては、これも以前から行っております通り（1）の職員向けの対策については、職員一人ひとりが、職場の感染防止対策を徹底していただくということの中で、テレワークや、リモートを率先して実施していただくこと、或いは業務のデジタル化を積極的に推進していただくこと、これをお願いいたします。（2）、県民利用施設、これについては基本的な感染防止対策を徹底の上で、運営をお願いします。（3）、県民等への対応につきましては、県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しないでも済むような、感染防止対策等々につきまして、留意していただきたいということでございます。

そういうことの形の中で、別紙等につきましては今回削除させていただき1枚ペーパーというような形になりました。以上でございます。

（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。ありがとうございます。恐縮ですけれども、対象方針に戻っていただいて最後私の方から若干補足させていただきたいと存じますが5ページをご覧ください。

先ほど副本部長からもご承認いただきまして、阿南統括官の方からご説明いただいて、病床確保フェーズを4に引き下げることが確認されました。そうしますと新たなレベル分類上本県どこに位置するのかということでございます。一番下に米印で、本県のレベル分類は2とすると、答えを書かせていただきましたけれども、これについて改めてちょっと状況を私から説明させていただきます。

これまで、今日まで災害特別フェーズということで、これは昨年10月、11月でしたか、分科会が示した新たな医療提供体制をレベルの指標としていこうということで端的に言うと、左から3列目の状況というところですね。

一般医療を相当程度制限しなければ、コロナへの対応ができないという状況。まさに災害特別フェーズは、そういう思想のもとで、行政として医療機関に、通常医療の延期等をお願いしてきましたが、それが今日解除されたということでございますので、今までは、レベル3に該当していたという整理になります。

ではこれからどうなのか、機械的に当てはめると、フェーズ4はレベル3になります。一方で一番右の具体的対策を見ますと、まん延防止等重点措置が明けたのだから、L1ではないかと、こういった議論もございます。

ここはもともとオミクロンの前のデルタで整理をした表でございまして、米印の2にあります通り、そのレベルのアップ基準、ダウン基準、レベルの総括につきましては、総合的に考慮して決定していくということがございます。

率直に申し上げて、今順調に入院者が減っていて、フェーズ4、これからフェーズ3と、だんだん落ちていくだろうと。しかもそういった状況からしますと、状況のL2、一般医療新型コロナ医療への負荷はあるけれども、病床拡大で医療が必要な患者への医療提供ができていると。

つまり、今はフェーズ4というパイの中で動いていけるということで、本県としては、レベル分類は2ということを経済的な判断として整理をさせていただきたいと思っております。

ちなみに国は、全国的に2という整理を、今、しております。まん延防止等重点措置が開けた沖縄等も2という整理をしておりますので、国の考え方と、数字上は合ってくると。

ということでございます。

以上でございます。ただいま対処方針と、それに伴う教育委員会の活動、教育活動についてさらには県

の中のことについて規範として決めた基本方針についてご説明いたしましたが、何かご意見ご質問がございますか。

よろしいでしょうか。それでは本部長に伺います。3月22日以降、本日改定ですが、対処方針、それから、それに附属する教育委員会の教育活動、さらには県の基本方針について、この通りでよろしいでしょうか。

(本部長 (黒岩知事))

はい了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。ありがとうございます。本日の議題は以上でございます。本日の議論を踏まえてですね、最後に、本部長であります黒岩知事から、県民の皆様事業者の皆様へ、メッセージをいただきたいと存じますよろしく願いいたします。

(本部長 (黒岩知事))

はい、それでは知事メッセージを発出いたします。

本日国は、本県で適用してきましたまん延防止等重点措置を、3月21日をもって解除することを決定しました。県民、事業者の皆さんには、1月21日からの、2ヶ月にわたる重点措置の期間中、県からの要請にご協力だき、深く感謝いたします。

重点措置の解除に合わせて、飲食店にお願いしてきた時短要請等の措置は終わります。

また県では、コロナ対応病床を、災害特別フェーズから、フェーズ4へ引き下げ、医療機関における通常医療の抑制を解除します。

しかし、本県の新規感染者は減少傾向にあるとはいえ、依然として1日数千人規模で発生しています。ただ、BA2と言われる、オミクロン変異株にも警戒しなければなりません。

まもなく入学、就職転勤など、人との接種機会が増える季節を迎えますが、ウイルスは消えたわけではありません。

皆さん一人一人が、基本的な感染防止対策を継続し、徹底用事を、心がけてください。

特に、高齢者や基礎疾患のある方など重症化リスクが高い方と接する場合は、家庭内でもマスクをする対策をお願いいたします。

飲食の場では、感染のリスクは高まります。

短時間、少人数で、マスク飲食を、実践してください。

また、お花見で飲食する際も、同様の対応を心がけ、静かに楽しんでください。

再び感染拡大や医療の逼迫を招かないためには、徹底用心と重症化リスクを軽減する3回目のワクチン接種が重要です。

皆さんのご理解ご協力を、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございます。それでは以上をもちまして、本日は本部会議終了させていただきます。お疲れ様でございました。